豚房施設（政令別表第１,１の２のイ）に係る届出等と排水基準

1日の平均排水量50㎥以上

豚房面積2,000㎡以上の場合はこちらに該当する可能性があります。以下の基準に加え総量規制基準も適用されます

- 指定地域以外 (瀬戸内法に基づく許可等) → 豚Ａ表
- 指定地域 (瀬戸内法に基づく許可等) → 豚Ｂ表

1日の平均排水量50㎥未満かつ最大排水量50㎥以上

- 指定地域以外 (瀬戸内法に基づく許可等) → 豚Ｃ表
- 指定地域 (瀬戸内法に基づく許可等) → 豚Ｄ表

水濁法による「１日の平均排水量50㎥未満」であるが瀬戸内法と県条例による「1日の最大排水量が50 ㎥以上」である場合に、この区分に該当します。

1日の平均排水量50㎥未満かつ豚房面積300㎡以上

- 指定地域以外 (水濁法届出) → 豚Ｅ表
- 指定地域 (水濁法届出) → 豚Ｆ表

1日の平均排水量50㎥未満かつ豚房面積300㎡未満

- 指定地域以外 豚房面積50㎡以上 (水濁法届出) → 豚Ｇ表
- 指定地域 豚房面積50㎡以上 (水濁法届出) → 豚Ｈ表
- 指定地域 豚房面積40㎡以上50 ㎡未満 (湖沼法届出) → 豚Ｈ表

※排水基準以外に構造及び使用の方法に関する基準がある（湖沼法指定施設等の構造基準等）

指定地域・・・・・・湖沼法第3条第2項の規定に基づく指定地域（本県は児島湖流域：ｐ89参照）
全国一律基準・・・・水質汚濁防止法第3条第1項の規定に基づく排水基準を定める省令（S46年総理府令第35号）による、全国の全水域についての一律基準（一般排水基準ともいう）
※1日の平均排水量50㎥以上の場合の表では、畜産業に想定される項目のみ記載しているが、銅、亜鉛など他の項目についても排水基準が設定されている。
県条例の基準・・・・水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例（S46年条令第65号）による、県独自の規制を強めた基準
暫定基準・・・・・・上記省令による期限付きの暫定的基準で、一般排水基準に直ちに対応することが困難な業種（畜産農業が含まれる）について設定
硝酸性窒素等・・・・ｱﾝﾓﾆｱ、ｱﾝﾓﾆｳﾑ化合物及び亜硝酸・硝酸化合物　排水量に関係なく適用される有害物質に係る基準
水島海域・・・・・・上記県条例による指定海域で、倉敷市下津井4丁目2161番地南端から青佐鼻（岡山県浅口市寄島町11890番地の1地先）まで引いた線及び陸岸で囲まれた海域
当該海域へ、1日の最大排水量50㎥以上の排出水を排水する場合、フェノール類及びシアン化合物含有量の排水基準が適用される

牛房施設（政令別表第１,１の２のイ）に係る届出等と排水基準

1日の平均排水量50㎥以上

牛房面積4,000㎡以上の場合はこちらに該当する可能性があります。以下の基準に加え総量規制基準も適用されます

- 指定地域以外 (瀬戸内法に基づく許可等) → 牛Ａ表
- 指定地域 (瀬戸内法に基づく許可等) → 牛Ｂ表

1日の平均排水量50㎥未満かつ最大排水量50㎥以上

- 指定地域以外 (瀬戸内法に基づく許可等) → 牛Ｃ表
- 指定地域 (瀬戸内法に基づく許可等) → 牛Ｄ表

水濁法による「１日の平均排水量50㎥未満」であるが瀬戸内法と県条例による「1日の最大排水量が50 ㎥以上」である場合に、この区分に該当します。

1日の平均排水量20㎥以上50 ㎥未満

- 指定地域以外 牛房面積200㎡以上 (水濁法届出) → 牛Ｅ表
- 指定地域 牛房面積200㎡以上 (水濁法届出) → 牛Ｆ表
- 指定地域 牛房面積160㎡以上200 ㎡未満 (湖沼法届出) → 牛Ｆ表

1日の平均排水量20㎥未満

- 指定地域以外 牛房面積200㎡以上 (水濁法届出) → 牛Ｇ表
- 指定地域 牛房面積200㎡以上 (水濁法届出) → 牛Ｈ表
- 指定地域 牛房面積160㎡以上200 ㎡未満 (湖沼法届出) → 牛Ｈ表

※排水基準以外に構造及び使用の方法に関する基準がある
（湖沼法指定施設等の構造基準等）

指定地域・・・・・・湖沼法第3条第2項の規定に基づく指定地域（本県は児島湖流域：ｐ89参照）
全国一律基準・・・・水質汚濁防止法第3条第1項の規定に基づく排水基準を定める省令（S46年総理府令第35号）による、全国の全水域についての一律基準（一般排水基準ともいう）
※1日の平均排水量50㎥以上の場合の表では、畜産業に想定される項目のみ記載しているが、銅、亜鉛など他の項目についても排水基準が設定されている。
県条例の基準・・・・水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例（S46年条令第65号）による、県独自の規制を強めた基準
暫定基準・・・・・・上記省令による期限付きの暫定的基準で、一般排水基準に直ちに対応することが困難な業種（畜産農業が含まれる）について設定
硝酸性窒素等・・・・ｱﾝﾓﾆｱ、ｱﾝﾓﾆｳﾑ化合物及び亜硝酸・硝酸化合物　排水量に関係なく適用される有害物質に係る基準
水島海域・・・・・・上記県条例による指定海域で、倉敷市下津井4丁目2161番地南端から青佐鼻（岡山県浅口市寄島町11890番地の1地先）まで引いた線及び陸岸で囲まれた海域
当該海域へ、1日の最大排水量50㎥以上の排出水を排水する場合、フェノール類及びシアン化合物含有量の排水基準が適用される

馬房施設（政令別表第１,１の２のイ）に係る届出等と排水基準

1日の平均排水量50㎥以上

馬房面積4,000㎡以上の場合はこちらに該当する可能性があります。以下の基準に加え総量規制基準も適用されます

- 指定地域以外 (瀬戸内法に基づく許可等) → 馬Ａ表
- 指定地域 (瀬戸内法に基づく許可等) → 馬Ｂ表

1日の平均排水量50㎥未満かつ最大排水量50㎥以上

- 指定地域以外 (瀬戸内法に基づく許可等) → 馬Ｃ表
- 指定地域 (瀬戸内法に基づく許可等) → 馬Ｄ表

水濁法による「１日の平均排水量50㎥未満」であるが瀬戸内法と県条例による「1日の最大排水量が50 ㎥以上」である場合に、この区分に該当します。

1日の平均排水量20㎥以上50 ㎥未満

- 指定地域以外 馬房面積500㎡以上 (水濁法届出) → 馬Ｅ表
- 指定地域 馬房面積500㎡以上 (水濁法届出) → 馬Ｆ表
- 指定地域 馬房面積400㎡以上500 ㎡未満 (湖沼法届出) → 馬Ｆ表

1日の平均排水量20㎥未満

- 指定地域以外 馬房面積500㎡以上 (水濁法届出) → 馬Ｇ表
- 指定地域 馬房面積500㎡以上 (水濁法届出) → 馬Ｈ表
- 指定地域 馬房面積400㎡以上500 ㎡未満 (湖沼法届出) → 馬Ｈ表

※排水基準以外に構造及び使用の方法に関する基準がある（湖沼法指定施設等の構造基準等）

指定地域・・・・・・湖沼法第3条第2項の規定に基づく指定地域（本県は児島湖流域：ｐ89参照）
全国一律基準・・・・水質汚濁防止法第3条第1項の規定に基づく排水基準を定める省令（S46年総理府令第35号）による、全国の全水域についての一律基準（一般排水基準ともいう）
※1日の平均排水量50㎥以上の場合の表では、畜産業に想定される項目のみ記載しているが、銅、亜鉛など他の項目についても排水基準が設定されている。
県条例の基準・・・・水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例（S46年条令第65号）による、県独自の規制を強めた基準
暫定基準・・・・・・上記省令による期限付きの暫定的基準で、一般排水基準に直ちに対応することが困難な業種（畜産農業が含まれる）について設定
硝酸性窒素等・・・・ｱﾝﾓﾆｱ、ｱﾝﾓﾆｳﾑ化合物及び亜硝酸・硝酸化合物　排水量に関係なく適用される有害物質に係る基準
水島海域・・・・・・上記県条例による指定海域で、倉敷市下津井4丁目2161番地南端から青佐鼻（岡山県浅口市寄島町11890番地の1地先）まで引いた線及び陸岸で囲まれた海域
当該海域へ、1日の最大排水量50㎥以上の排出水を排水する場合、フェノール類及びシアン化合物含有量の排水基準が適用される

豚房施設（政令別表第1，1の2のイ）に係る届出等と排水基準(令和7年10月現在)

1日の平均排水量50㎥以上の場合

豚房面積2,000㎡以上の場合はこちらに該当する可能性があります。以下の基準に加え総量規制基準も適用されます。

指定地域（児島湖流域）以外 （瀬戸内法に基づく許可等）

豚A 表	S49.7.10日前に設置		S49.7.10日以後に設置				基準区分
			500㎥以上		500㎥未満		
	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	
BOD（mg/L）	90以下	120	―	―	―	―	県条例の基準
COD（mg/L）	120以下	160	10以下	15	20以下	30	
SS（mg/L）	120以下	150	30以下	40	40以下	50	
ノルマルヘキサン鉱油類（mg/L）	―	―	1以下	2	2以下	3	
〃　動物油脂類（mg/L）	―	―		5		5	
BOD（mg/L）	―	―	120	160	120	160	全国一律基準
pH	河川湖沼 5.8～8.6	海域 5.0～9.0	河川湖沼 5.8～8.6	海域 5.0～9.0	河川湖沼 5.8～8.6	海域 5.0～9.0	
大腸菌群数（CFU/ml）	800	―	800	―	800	―	
T-N（mg/L）	110	130	110	130	110	130	暫定基準
T-P（mg/L）	18	22	18	22	18	22	
硝酸性窒素等	400mg/L（許容限度）						

水島海域は、フェノール類及びシアン化合物含有量の排水基準が適用される

指定地域（児島湖流域）（瀬戸内法に基づく許可等）

豚B 表	S49.7.10日前に設置		S49.7.10日以後に設置				基準区分
			500㎥以上		500㎥未満		
	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	
BOD（mg/L）	90以下	120	―	―	―	―	県条例の基準
COD（mg/L）	120以下	160	10以下	15	20以下	30	
SS（mg/L）	120以下	150	30以下	40	40以下	50	
ノルマルヘキサン鉱油類（mg/L）	―	―	1以下	2	2以下	3	
〃　動物油脂類（mg/L）	―	―		5		5	
T-N（mg/L）　H5.4.1前に設置			10以下	20	15以下	30	
T-P（mg/L）　H5.4.1前に設置			1.5以下	3	2以下	4	
T-N（mg/L）　H5.4.1以後に設置			5以下	10	10以下	20	
T-P（mg/L）　H5.4.1以後に設置			0.5以下	1	1以下	2	
BOD（mg/L）	―	―	120	160	120	160	全国一律基準
pH	河川湖沼 5.8～8.6	海域 5.0～9.0	河川湖沼 5.8～8.6	海域 5.0～9.0	河川湖沼 5.8～8.6	海域 5.0～9.0	
大腸菌群数（CFU/ml）	800	―	800	―	800	―	
硝酸性窒素等	400mg/L（許容限度）						暫定基準

豚房施設（政令別表第１，１の２のイ）に係る届出等と排水基準(令和7年10月現在)

1日の平均排水量50㎥未満かつ最大排水量50㎥以上の場合

指定地域（児島湖流域）以外 （瀬戸内法に基づく許可等）

豚C 表	S49.7.10日前に設置		S49.7.10日以後に設置				基準区分
			500㎥以上		500㎥未満		
	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	
BOD（mg/L）	90以下	120	―	―	―	―	県条例の基準
COD（mg/L）	120以下	160	10以下	15	20以下	30	
SS（mg/L）	120以下	150	30以下	40	40以下	50	
ﾉﾙﾏﾙﾍｷｻﾝ鉱油類（mg/L）	―	―	1以下	2	2以下	3	
〃　動物油脂類（mg/L）	―	―		5		5	
硝酸性窒素等	400mg/L（許容限度）						暫定基準

水島海域は、フェノール類及びシアン化合物含有量の排水基準が適用される

指定地域（児島湖流域）（瀬戸内法に基づく許可等）

豚D 表	S49.7.10日前に設置		S49.7.10日以後に設置				基準区分
			500㎥以上		500㎥未満		
	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	
BOD（mg/L）	90以下	120	―	―	―	―	県条例の基準
COD（mg/L）	120以下	160	10以下	15	20以下	30	
SS（mg/L）	120以下	150	30以下	40	40以下	50	
ﾉﾙﾏﾙﾍｷｻﾝ鉱油類（mg/L）	―	―	1以下	2	2以下	3	
〃　動物油脂類（mg/L）	―	―		5		5	
T-N（mg/L）　H5.4.1前に設置			10以下	20	15以下	30	
T-P（mg/L）　H5.4.1前に設置			1.5以下	3	2以下	4	
T-N（mg/L）　H5.4.1以後に設置			5以下	10	10以下	20	
T-P（mg/L）　H5.4.1以後に設置			0.5以下	1	1以下	2	
硝酸性窒素等	400mg/L（許容限度）						暫定基準

豚房施設（政令別表第１，１の２のイ）に係る届出等と排水基準(令和7年10月現在)

1日の平均排水量50㎥未満かつ豚房面積300㎡以上の場合

指定地域（児島湖流域）以外 （水濁法の届出）

豚E 表	日間平均	最大	基準区分
pH	河川湖沼 5.8～8.6	海域 5.0～9.0	県条例の基準
BOD（mg/L）	120以下	160	
COD（mg/L）	150以下	200	
SS（mg/L）	150以下	200	
硝酸性窒素等	400mg/L（許容限度）		暫定基準

指定地域（児島湖流域）（水濁法の届出）

豚F 表		排水量20㎥以上50㎥未満				排水量20㎥未満				基準区分
		H4.4.1前に設置		H4.4.1以後に設置		H4.4.1前に設置		H4.4.1以後に設置		
		日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	
pH		5.8～8.6		5.8～8.6		5.8～8.6		5.8～8.6		県条例の基準
BOD（mg/L）		120	160	90	120	120	160	120	160	
COD（mg/L）		120	160	120	160	150	200	150	200	
SS（mg/L）		150	200	150	200	150	200	150	200	
ﾉﾙﾏﾙﾍｷｻﾝ鉱油類（mg/L）		―	5	―	5	―	5	―	5	
〃 動物油脂類（mg/L）		―	30	―	30	―	30	―	30	
H5.4.1前に設置	T-N	20以下	40	20以下	40	20以下	40	20以下	40	
	T-P	3.5以下	7	3.5以下	7	3.5以下	7	3.5以下	7	
H5.4.1以後に設置	T-N	―	―	15以下	30	―	―	15以下	30	
	T-P	―	―	2以下	4	―	―	2以下	4	
硝酸性窒素等		400mg/L（許容限度）								暫定基準

豚房施設（政令別表第１，１の２のイ）に係る届出等と排水基準(令和7年10月現在)

1日の平均排水量50㎥未満かつ豚房面積300㎡未満の場合

指定地域（児島湖流域）以外　→　豚房面積50㎡以上の場合　（水濁法の届出）

豚G 表	許容限度	基準区分
硝酸性窒素等	400mg/L	暫定基準

排水基準以外に構造及び使用の方法に関する基準がある（湖沼法指定施設等の構造基準等）

指定地域（児島湖流域）　→　豚房面積40㎡以上50㎡未満の場合（湖沼法の届出）

豚房面積50㎡以上の場合　（水濁法の届出）

豚H 表	許容限度	基準区分
硝酸性窒素等	400mg/L	暫定基準

牛房施設（政令別表第1，1の2のロ）に係る届出等と排水基準(令和7年10月現在)

1日の平均排水量50㎥以上の場合

牛房面積4,000㎡以上の場合はこちらに該当する可能性があります。以下の基準に加え総量規制基準も適用されます。

指定地域（児島湖流域）以外 （瀬戸内法に基づく許可等）

牛A 表	S49.7.10日前に設置		S49.7.10日以後に設置				基準区分
			500㎥以上		500㎥未満		
	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	
BOD（mg/L）	90以下	120	―	―	―	―	県条例の基準
COD（mg/L）	120以下	160	10以下	15	20以下	30	
SS（mg/L）	120以下	150	30以下	40	40以下	50	
ノルマルヘキサン鉱油類（mg/L）	―	―	1以下	2	2以下	3	
〃　動物油脂類（mg/L）	―	―		5		5	
BOD（mg/L）	―	―	120	160	120	160	全国一律基準
pH	河川湖沼 5.8～8.6	海域 5.0～9.0	河川湖沼 5.8～8.6	海域 5.0～9.0	河川湖沼 5.8～8.6	海域 5.0～9.0	
大腸菌群数（CFU/ml）	800	―	800	―	800	―	
T-N（mg/L）	60	120	60	120	60	120	
T-P（mg/L）	8	16	8	16	8	16	
硝酸性窒素等	100mg/L （許容限度）						

水島海域は、フェノール類及びシアン化合物含有量の排水基準が適用される

指定地域（児島湖流域） （瀬戸内法に基づく許可等）

牛B 表	S49.7.10日前に設置		S49.7.10日以後に設置				基準区分
			500㎥以上		500㎥未満		
	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	
BOD（mg/L）	90以下	120	―	―	―	―	県条例の基準
COD（mg/L）	120以下	160	10以下	15	20以下	30	
SS（mg/L）	120以下	150	30以下	40	40以下	50	
ノルマルヘキサン鉱油類（mg/L）	―	―	1以下	2	2以下	3	
〃　動物油脂類（mg/L）	―	―		5		5	
T-N（mg/L）　H5.4.1前に設置			10以下	20	15以下	30	
T-P（mg/L）　H5.4.1前に設置			1.5以下	3	2以下	4	
T-N（mg/L）　H5.4.1以後に設置			5以下	10	10以下	20	
T-P（mg/L）　H5.4.1以後に設置			0.5以下	1	1以下	2	
BOD（mg/L）	―	―	120	160	120	160	全国一律基準
pH	河川湖沼 5.8～8.6	海域 5.0～9.0	河川湖沼 5.8～8.6	海域 5.0～9.0	河川湖沼 5.8～8.6	海域 5.0～9.0	
大腸菌群数（CFU/ml）	800	―	800	―	800	―	
硝酸性窒素等	100mg/L （許容限度）						

牛房施設（政令別表第1，1の2のロ）に係る届出等と排水基準(令和7年10月現在)

1日の平均排水量50㎥未満かつ最大排水量50㎥以上の場合

指定地域（児島湖流域）以外 （瀬戸内法に基づく許可等）

牛C表	S49.7.10日前に設置		S49.7.10日以後に設置				基準区分
			500㎥以上		500㎥未満		
	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	
BOD（mg/L）	90以下	120	―	―	―	―	県条例の基準
COD（mg/L）	120以下	160	10以下	15	20以下	30	
SS（mg/L）	120以下	150	30以下	40	40以下	50	
ﾉﾙﾏﾙﾍｷｻﾝ鉱油類（mg/L）	―	―	1以下	2	2以下	3	
〃　動物油脂類（mg/L）	―	―		5		5	
硝酸性窒素等	100mg/L （許容限度）						全国一律基準

水島海域は、フェノール類及びシアン化合物含有量の排水基準が適用される

指定地域（児島湖流域）（瀬戸内法に基づく許可等）

牛D表	S49.7.10日前に設置		S49.7.10日以後に設置				基準区分
			500㎥以上		500㎥未満		
	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	
BOD（mg/L）	90以下	120	―	―	―	―	県条例の基準
COD（mg/L）	120以下	160	10以下	15	20以下	30	
SS（mg/L）	120以下	150	30以下	40	40以下	50	
ﾉﾙﾏﾙﾍｷｻﾝ鉱油類（mg/L）	―	―	1以下	2	2以下	3	
〃　動物油脂類（mg/L）	―	―		5		5	
T-N（mg/L）　H5.4.1前に設置			10以下	20	15以下	30	
T-P（mg/L）　H5.4.1前に設置			1.5以下	3	2以下	4	
T-N（mg/L）　H5.4.1以後に設置			5以下	10	10以下	20	
T-P（mg/L）　H5.4.1以後に設置			0.5以下	1	1以下	2	
硝酸性窒素等	100mg/L （許容限度）						全国一律基準

牛房施設（政令別表第1，1の2のロ）に係る届出等と排水基準(令和7年10月現在)

1日の平均排水量20㎥以上、最大排水量50㎥未満の場合

指定地域（児島湖流域）以外 → 牛房面積200㎡以上の場合、水濁法の届出

牛E 表	許容限度	基準区分
硝酸性窒素等	100mg/L	全国一律基準

排水基準は牛房面積200㎡以上の表と同じ
（湖沼法指定施設等の構造基準等が適用される）

指定地域（児島湖流域） → 牛房面積160㎡以上200㎡未満の場合、湖沼法の届出
牛房面積200㎡以上の場合、水濁法の届出が必要

牛F 表		排水量20㎥以上50㎥未満				基準区分
		H4.4.1前に設置		H4.4.1以後に設置		
		日間平均	最大	日間平均	最大	
pH		5.8～8.6		5.8～8.6		県条例の基準
BOD（mg/L）		120	160	90	120	
COD（mg/L）		120	160	120	160	
SS（mg/L）		150	200	150	200	
ﾉﾙﾏﾙﾍｷｻﾝ鉱油類（mg/L）		―	5	―	5	
〃 動物油脂類（mg/L）		―	30	―	30	
H5.4.1前に設置	T-N	20以下	40	20以下	40	
	T-P	3.5以下	7	3.5以下	7	
H5.4.1以後に設置	T-N	―	―	15以下	30	
	T-P	―	―	2以下	4	
硝酸性窒素等		100mg/L				全国一律基準

牛房施設（政令別表第１，１の２のロ）に係る届出等と排水基準(令和7年10月現在)

1日の平均排水量20㎥未満の場合

指定地域（児島湖流域）以外　→　牛房面積200㎡以上の場合、水濁法の届出

牛G 表	許容限度	基準区分
硝酸性窒素等	100mg/L	全国一律基準

排水基準は牛房面積200㎡以上の表と同じ
（湖沼法指定施設等の構造基準等が適用される）

指定地域（児島湖流域）　→　牛房面積160㎡以上200㎡未満の場合、湖沼法の届出
牛房面積200㎡以上の場合、水濁法の届出が必要

牛H 表	許容限度	基準区分
硝酸性窒素等	100mg/L	全国一律基準

馬房施設(政令別表第1，1の2のハ)に係る届出等と排水基準(令和7年10月現在)

1日の平均排水量50㎥以上の場合

馬房面積4,000㎡以上の場合はこちらに該当する可能性があります。以下の基準に加え総量規制基準も適用されます。

指定地域(児島湖流域)以外 (瀬戸内法に基づく許可等)

馬A 表	S49.7.10日前に設置		S49.7.10日以後に設置				基準区分
			500㎥以上		500㎥未満		
	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	
BOD(mg/L)	90以下	120	―	―	―	―	県条例の基準
COD(mg/L)	120以下	160	10以下	15	20以下	30	
SS(mg/L)	120以下	150	30以下	40	40以下	50	
ﾉﾙﾏﾙﾍｷｻﾝ鉱油類(mg/L)	―	―	1以下	2	2以下	3	
〃 動物油脂類(mg/L)	―	―		5		5	
BOD(mg/L)	―	―	120	160	120	160	全国一律基準
pH	河川湖沼 5.8～8.6	海域 5.0～9.0	河川湖沼 5.8～8.6	海域 5.0～9.0	河川湖沼 5.8～8.6	海域 5.0～9.0	
大腸菌群数(CFU/ml)	800	―	800	―	800	―	
T-N(mg/L)	60	120	60	120	60	120	
T-P(mg/L)	8	16	8	16	8	16	
硝酸性窒素等	100mg/L(許容限度)						

水島海域は、フェノール類及びシアン化合物含有量の排水基準が適用される

指定地域(児島湖流域) (瀬戸内法に基づく許可等)

馬B 表	S49.7.10日前に設置		S49.7.10日以後に設置				基準区分
			500㎥以上		500㎥未満		
	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	
BOD(mg/L)	90以下	120	―	―	―	―	県条例の基準
COD(mg/L)	120以下	160	10以下	15	20以下	30	
SS(mg/L)	120以下	150	30以下	40	40以下	50	
ﾉﾙﾏﾙﾍｷｻﾝ鉱油類(mg/L)	―	―	1以下	2	2以下	3	
〃 動物油脂類(mg/L)	―	―		5		5	
T-N(mg/L) H5.4.1前に設置			10以下	20	15以下	30	
T-P(mg/L) H5.4.1前に設置			1.5以下	3	2以下	4	
T-N(mg/L) H5.4.1以後に設置			5以下	10	10以下	20	
T-P(mg/L) H5.4.1以後に設置			0.5以下	1	1以下	2	
BOD(mg/L)	―	―	120	160	120	160	全国一律基準
pH	河川湖沼 5.8～8.6	海域 5.0～9.0	河川湖沼 5.8～8.6	海域 5.0～9.0	河川湖沼 5.8～8.6	海域 5.0～9.0	
大腸菌群数(CFU/ml)	800	―	800	―	800	―	
硝酸性窒素等	100mg/L(許容限度)						

馬房施設（政令別表第１，１の２のハ）に係る届出等と排水基準(令和7年10月現在)

1日の平均排水量50㎥未満かつ最大排水量50㎥以上の場合

指定地域（児島湖流域）以外 （瀬戸内法に基づく許可等）

馬C 表	S49.7.10日前に設置		S49.7.10日以後に設置				基準区分
			500㎥以上		500㎥未満		
	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	
BOD（mg/L）	90以下	120	―	―	―	―	県条例の基準
COD（mg/L）	120以下	160	10以下	15	20以下	30	
SS（mg/L）	120以下	150	30以下	40	40以下	50	
ﾉﾙﾏﾙﾍｷｻﾝ鉱油類（mg/L）	―	―	1以下	2	2以下	3	
〃　動物油脂類（mg/L）	―	―		5		5	
硝酸性窒素等	100mg/L（許容限度）						全国一律基準

水島海域は、フェノール類及びシアン化合物含有量の排水基準が適用される

指定地域（児島湖流域）（瀬戸内法に基づく許可等）

馬D 表	S49.7.10日前に設置		S49.7.10日以後に設置				基準区分
			500㎥以上		500㎥未満		
	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	
BOD（mg/L）	90以下	120	―	―	―	―	県条例の基準
COD（mg/L）	120以下	160	10以下	15	20以下	30	
SS（mg/L）	120以下	150	30以下	40	40以下	50	
ﾉﾙﾏﾙﾍｷｻﾝ鉱油類（mg/L）	―	―	1以下	2	2以下	3	
〃　動物油脂類（mg/L）	―	―		5		5	
T-N（mg/L）　H5.4.1前に設置			10以下	20	15以下	30	
T-P（mg/L）　H5.4.1前に設置			1.5以下	3	2以下	4	
T-N（mg/L）　H5.4.1以後に設置			5以下	10	10以下	20	
T-P（mg/L）　H5.4.1以後に設置			0.5以下	1	1以下	2	
硝酸性窒素等	100mg/L（許容限度）						全国一律基準

馬房施設（政令別表第1，1の2のハ）に係る届出等と排水基準(令和7年10月現在)

1日の平均排水量20㎥以上、最大排水量50㎥未満の場合

指定地域（児島湖流域）以外 → 馬房面積500㎡以上の場合、水濁法の届出

馬E 表	許容限度	基準区分
硝酸性窒素等	100mg/L	全国一律基準

排水基準は馬房面積500㎡以上の表と同じ
（湖沼法指定施設等の構造基準等が適用される）

指定地域（児島湖流域） → 馬房面積400㎡以上500㎡未満の場合、湖沼法の届出
馬房面積500㎡以上の場合、水濁法の届出が必要

馬F 表		排水量20㎥以上50㎥未満				基準区分
		H4.4.1前に設置		H4.4.1以後に設置		
		日間平均	最大	日間平均	最大	
pH		5.8～8.6		5.8～8.6		県条例の基準
BOD（mg/L）		120	160	90	120	
COD（mg/L）		120	160	120	160	
SS（mg/L）		150	200	150	200	
ﾉﾙﾏﾙﾍｷｻﾝ鉱油類（mg/L）		―	5	―	5	
〃 動物油脂類（mg/L）		―	30	―	30	
H5.4.1前に設置	T-N	20以下	40	20以下	40	
	T-P	3.5以下	7	3.5以下	7	
H5.4.1以後に設置	T-N	―	―	15以下	30	
	T-P	―	―	2以下	4	
硝酸性窒素等		100mg/L（許容限度）				全国一律基準

馬房施設（政令別表第1，1の2のハ）に係る届出等と排水基準(令和7年10月現在)

1日の平均排水量20㎥未満の場合

指定地域（児島湖流域）以外　→　馬房面積500㎡以上の場合、水濁法の届出

馬G 表	許容限度	基準区分
硝酸性窒素等	100mg/L	全国一律基準

排水基準は馬房面積500㎡以上の表と同じ
（湖沼法指定施設等の構造基準等が適用される）

指定地域（児島湖流域）　→　馬房面積400㎡以上500㎡未満の場合、湖沼法の届出
馬房面積500㎡以上の場合、水濁法の届出が必要

馬H 表	許容限度	基準区分
硝酸性窒素等	100mg/L	全国一律基準